10. 国際連帯の強化と国際労働運動の推進

|  |
| --- |
|  |
| いま、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、スーダンの内戦、引き続くミャンマーの軍事政権による市民弾圧など、世界各地で紛争が起き、労働者にとって不安定な状況は悪化の一途をたどっています。　各国では労働者が連帯し、安心して働くための権利の獲得や賃上げ、グローバル資本による公共サービスの民営化の阻止、ジェンダー平等社会を実現するために声をあげ、たたかっていますが、各国の当事者だけの運動には限界があります。このような状況にある時だからこそ、私たちは世界の公共サービス労働者と連帯し、平和で生命を脅かされることなく、安心してくらし、働くことのできる社会をつくるための運動を続けていかなければなりません。　自治労が加盟するＰＳＩ（国際公務労連）の東アジア地域に限定しても、韓国や台湾、香港などで労働者や労働組合に対する弾圧が行われています。この圧力に抗い、彼らの権利を守るためには、世界の労働者がともに連帯し、しっかりと反対の姿勢をつきつけることが必要です。　そして、そういう立場にある人びとが世界に存在していることを知り、理解することや、その学びや行動を通じて、日本の労働者である私たちが自らの立場や役割を鑑みるきっかけをつくることは、国際労働運動の重要な意義の一つです。　自治労は国際連帯の強化を継続するとともに、日本の公務公共産別の代表として、ＰＳＩやＩＴＦ（国際運輸労連）などの加盟組織における国際労働運動を、牽引していかなければなりません。　また、アジア太平洋地域をはじめ、各地で支援活動をになうＮＧＯへの支援や、地震・水害などの大規模な自然災害に関するカンパ活動などを通じて連帯を強めていきます。「困った時はお互いさま」は国内のみならず、海外や未来の仲間の助けや支えになるはずです。【重点課題】①　ＰＳＩなどを通じ、労働者が連帯してたたかうための国際労働運動に参加します。②　すべての公共サービス労働者のＰＳＩへの結集により、質の高い公共サービスの確保・維持と、その提供と労働基本権確立にむけ取り組みます。③　国際連帯救援カンパなどを通じて国際協力・支援活動を推進し、組合員の平和・人権・環境に対する意識を高めます。 |
|  |

【ＰＳＩなどに結集した国際労働運動の推進】

1.　ＰＳＩは質の高い公共サービス（ＱＰＳ）の維持、提供を運動の基本に据えて、公共サービスの民営化反対、公務員の労働基本権確立、気候危機やデジタル化への対応、ジェンダー平等社会の実現などに取り組むとしています。自治労はＰＳＩとともに、すべての公共サービス労働者の結集により運動の前進をはかります。

2.　自治労は、ＰＳＩ課題の国内展開において、ＰＳＩ－ＪＣ（ＰＳＩ加盟組合日本協議会）に結集し、積極的な役割を果たします。

3.　ＩＴＦに結集し、経済のグローバル化に伴う公共交通に対する民営化、規制緩和の動きに反対し、交通・運輸産業労働者の賃金・労働条件の維持・改善とともに、すべての人が公共サービスを享受できる安心・安全な交通政策の確立をめざします。

【労働組合権確立とディーセントワーク実現にむけて】

4.　ＩＬＯ（国際労働機関）の「政・労・使」三者構成主義を尊重し、国際労働基準の設定と向上に積極的な役割を果たします。

　①　公務員の労働基本権の回復および消防職員や刑事施設職員への団結権付与などについて、2018年第107回ＩＬＯ総会において、11度目となる勧告が出されました。ＩＬＯ結社の自由委員会の勧告および基準適用委員会の結論に沿い、引き続き連合、公務労協と連携し、労働基本権回復にむけた取り組みを進めます。

　②　ＩＬＯの中核的労働基準で未批准の111号条約（差別待遇禁止）、155号条約（労安）、そして批准しているものの、国内での対応が不十分な87号条約（結社の自由・団結権保護）、98号条約（団結権・団交権）、100号条約（同一報酬）の是正にむけ、ＩＴＵＣ（国際労働組合総連合）、連合とともに取り組みを強化します。

5.　アジア太平洋地域の労働組合との連携を進め、人権を守り、平和と民主主義などの普遍的価値の実現にむけ、ＰＳＩなどに結集して取り組みます。

　①　ミャンマーでは軍事政権による民主主義への弾圧が続いています。ストを起こした労働者や民間人への暴力・殺害、不服従運動に参加した者の投獄や死刑など、深刻な事態は変わっていません。ミャンマー国軍による市民弾圧に対し、民主主義を求めて展開されている不服従運動に参加する労働者への生活支援、医療現場で奮闘する仲間たちへの支援、国境沿いに避難している人々への人道支援を継続します。

　②　韓国のユン政権は自らの支持率向上を目的に、労働組合への弾圧を強めています。2023年１月には労組職員に国家保安法違反の容疑をかけ、公安が組合本部の事務所に強引な家宅捜索を行うなど、圧力をかけています。これらの圧力に屈することなく闘争を展開する韓国の労働者と連帯し、労働組合の権利を守るためのたたかいを支援します。

　③　香港の自治と民主主義を守るため、民主化運動への弾圧に反対し、自由な社会を取り戻すため国際社会に働きかけます。また、結社の自由など労働組合の権利侵害に対し、連合に結集して取り組みます。

　④　台湾では法制度上、労働組合の登記が非常に困難なものとなっており、そのため、公的な手続きや銀行口座の開設など、基本的な活動のための土台を作ることさえ難しい状況に置かれています。労働組合として活動する最低限の権利を獲得するためにも、台湾の労働者と連帯した取り組みを行います。

【国際協力・支援活動の強化】

6.　平和・人権・多文化共生社会の基盤形成に取り組むＮＧＯと連携した、国際協力・連帯活動を展開します。

7.　アジアの子どもたちに教育の機会の提供を支援するエファジャパンの会員拡大の取り組みを支援するとともに、組合員の国際協力活動への参画を促進します。

8.　「国際連帯救援カンパ」は以下の目的に活用するため、取り組みます。

　　①連合「愛のカンパ」への拠出、②戦争や紛争被災者・難民への支援、③労働組合弾圧に対する闘争支援、④地連・県本部の国際協力事業への支援、⑤海外の自然災害への緊急支援、⑥平和・人権・環境などの課題に取り組むＮＧＯなどへの連帯・支援、⑦エファジャパンの活動支援、⑧海外の労働組合組織化支援、⑨人身売買（トラフィッキング）防止と被害者支援、⑩飢餓、疫病などへの緊急支援

9.　県本部は、本部方針に加え、連合福島等が行う国際交流の取り組みを支援します。

【自治労の国際活動の共有化】

10.　本部は、単組・県本部・本部における国際連帯活動や、国際労働運動の状況の共有化に取り組みます。また、国際活動に対する単組・県本部の関心を高めるためホームページやＳＮＳなどを通じた情報発信を強化します。

11. 公共サービス・公務労働者を取り巻く諸課題を共有化するため、ＰＳＩおよびＩＴＦの主要加盟組合を中心に、定期交流、調査団の派遣・受け入れなどを行います。